

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

清流とユズの香かおるさわぞのの郷地域再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

神奈川県津久井郡藤野町

3 地域再生の区域

神奈川県津久井郡藤野町の全域

4 地域再生計画の目標

藤野町は、神奈川県最北西部に位置し、人口10,792人（平成18年4月1日現在）、面積64.91平方キロメートルである。町の中央部には相模湖があり、湖水に注ぎこむ幾つもの清流がある緑と水の豊かな自然環境に恵まれた町である。

町の北部には、町最高峰の連行峰をはじめ、茅丸、生藤山、陣馬山などの1000メートル級の急峻な山がそびえ、県立陣馬相模湖自然公園にも指定されている。南部には、石老山、峰山といった500メートル級のなだらかな山があり、いずれもハイキングコースとして人気を集めている。都心から電車や車を利用して約1時間で来られる立地条件も影響し、訪れる観光客は日帰りが多い。

平成7年には町南部の牧野地域に「町営やまなみ温泉」をオープンさせるなど、地域振興策にも取り組んでいるが、北部には拠点となる施設がない状況である。

町の現状は、少子高齢化や過疎化の現象が顕著に現れており、平成14年度には10校あった町立小学校を、この年に策定した町公共施設等適正配置計画に基づき、平成20年4月に3校とする小学校統廃合を進めている。

しかも、130年以上の歴史を持つ小学校の存在は地域住民の心には大きく残り、世代間を越えての交流の場でもあったため、跡地の利用についても町は地域住民の意見を取り込み地域活性化策を模索することとした。

その中で、藤野町では数年前から商工会等が中心となって町の特産品を開発・販売している。これには地域住民や行政も多方面で後押しをしており、特にユズやお茶は商品化され、ユズワイン（果実酒）、ユズの尊（ユズ果汁入りポン酢）、ユズシャーベット等が販売されるまでになっている。

しかし、町内に加工施設がないため、特産品であるにもかかわらず、そのほ

とんどを県外の加工施設に頼っている状況にある。

この計画は、地域再生計画の目標でもある地域資源を最大限に活用することにより、地域振興に対して意欲ある地域住民と民間会社との協力による事業運営が、成功例として町域全体の活性化につながることを目的とするものである。

(目標 1)

(仮) さわぞのの郷におけるユズ加工原料の取扱い量を平成 27 年には現在の年 10 トン程度から 50 トンとする。

(目標 2)

(仮) さわぞのの郷の売上額を平成 27 年に 5,000 万円とする。

(目標 3)

(仮) さわぞのの郷への来場者数を 27 年には年間 5,000 人とする。

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

沢井地区及び佐野川地区は町域の北部に位置し、ユズやお茶などの生産に適し生産農家も多い。この地に位置する旧沢井小学校校舎を活用して、ユズ等を使った特産品加工販売施設の整備をするとともに、清流の里らしい里山文化を味わえるような郷土資料展示室や軽食堂で来場者のくつろげるスペースを設け、また、手打ちうどんなどの体験コーナーも併設することで、この地域らしさを失うことなく、訪れるハイカーや観光客と地域住民との交流拠点として整備する。

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

A0801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2) 支援措置の適用要件

1. 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

藤野町立沢井小学校(平成 18 年 3 月 31 日廃校)は、昭和 43 年藤野町条例第 19 号「藤野町立小学校及び中学校の設置に関する条例」において藤野町が設置した学校であり、廃校校舎の転用の弾力化について認定申

請をするものである。

2. 廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生推進のためのプログラム」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。)

当該事業は、廃校校舎を利用して、民間企業・地域・行政が連携を取りながら町域内の既存資源を最大限活用するとともに、新しい資源を研究開発して、さらなる地域活力を呼び起こすものである。事業の運営には、施設を借り受ける企業の他に地域住民代表者も加わり積極的な地域振興策が実施されるよう、(仮)さわそのの郷運営協議会を立ち上げ、行政もオブザーバー的な立場として参加を予定している。同協議会では、施設の総合的利用や事業計画又は管理運営指針等を地域再生計画に沿って推進できるよう検討することとなる。

また、行政としてもこの事業を小学校跡地利用とともに、地域再生計画に基づく地域振興策として積極的に町ホームページ等で広報するなど情報発信していくことにより、当地域再生計画事業が民間企業を中心として、地域住民や地域団体並びに行政が連携して取り組む事業と位置づけている。

廃校校舎は民間企業が利用し、事業を運営していくことになるが、当該企業はもともと地域振興を目的に有志により設立された会社である。

当町の北部地域は、面積の大半が県立陣馬相模湖自然公園内に位置し、水源地域でもあるため開発規制が厳しい状況にある。このため、町では神奈川県と協力し「みのりの郷づくり事業」と位置づけ、地域特産品として定着しつつあるユズの苗木1千本の植栽やホテル再生事業等を展開

している。

また、当地域の人材、地域資源等を積極的に活用していくことで地域住民も事業運営に参加するという意識が育まれる。単に「廃校跡地で民間企業が農産物加工販売施設を営んでいる」というものではなく、地域の再生を目指した取り組みに、地域の人々が積極的に参加できる仕組みづくりそのものがこの再生計画の意義をなしている。

地域再生認定後には、町補助金によりユズ果汁しぼり機の設置や保管施設整備に必要な改修を行う予定であり、当該事業が民間事業者と行政の連携のもとに行われるものである。

3. 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること。

当計画は、主に旧沢井小学校区及び旧佐野川小学校区内の地域資源を活かすことにより地域活性化、地域再生の達成を目指すものである。

旧沢井小学校廃校校舎利用については、3つの面からも強くその必要性が挙げられる。一点目は機能的な要素である。廃校校舎では特産品の加工販売、食品を扱う事業、地域文化資料展示等が行われる。廃校校舎は、こうした事業を受けだけの規模・機能が備わっており、既存施設をできる限り有効利用できる点で廃校校舎利用は適している。

二点目は、地理的条件である。廃校校舎がある町北部地域は、面積の大半を県立陣馬相模湖自然公園が占めており、陣馬山登山口に位置するため多くのハイカーが訪れるという好条件に恵まれている。このため、県や町でも北部地域の資源を活用した事業を展開しており、平成18年度当初には佐野川地区内に「和田の里体験センター」の施設を開設した

ところである。

また、旧沢井小学校は清流沢井川沿いにある良環境に位置するため、ハイカーや観光客に対して里山文化を総合的にアピールする絶好の地理的条件を有している。

三点目は、地域の感情的な要素である。地域住民のコミュニティの中心的存在であった小学校の廃校は、そのまま地域の活力低下に結びつく事態である。公有施設や道路環境の基盤整備が乏しい当町にあっては、小学校が教育・文化・生活等様々な分野において、その発展のために果たしてきた役割は計り知れない。

このため、地域の核となる学校が消えてしまう事態は今後の地域づくりに与える影響は大きく、旧沢井小学校も約 130 年の地域の歴史が凝縮されている学校であったため、今後新たに出発する地域の歴史を刻むための施設としても、また人材を含めた地域資源が最も効果的に活かされる施設としても、廃校施設の活用が適していると考えられ、よって廃校校舎の利用は当計画には不可欠なものである。

4 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

藤野町では、南北地域の活性化が重要課題であり、町第 4 次総合計画にも位置付けのある課題である。北部地域の活性化については、町としても何らかの方策を講ずる必要があり町としても地域の自立・活性化のための施設貸与については、できる限り協力していくという立場である。

藤野町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 60 年藤野町条例第 12 号）第 4 条第 1 号に規定する「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供す

るとき。」に該当するものとして、藤野町の普通財産である廃校校舎を無償貸与するものである。条例上、貸付期間は5年間となっているが、計画の目的達成のため、契約の更新をすることとなる。

5 - 3 その他の事業

当事業は、廃校校舎を利用して地域活力を取り戻す事業であるが、当事業を進めるにあたり、地域住民、企業や町商工会などが運営に参加する仕組みをつくるため、(仮称)さわぞのの郷運営協議会を設置することで、あくまで地域の事業として根付くことが目的である。

また、北部地域を多方面で活性化させるため町としても「みのりの郷づくり事業」を展開していく。

6 計画期間

認定の日から平成28年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事業

計画終了後、藤野町職員(関係部課長レベル)で構成する藤野町公共施設等跡地利用推進委員会が定量的に調査を行い、当計画の成果について評価する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

当町においては、相模原市との合併を平成19年3月に予定しているところであるが、合併が決定した場合には本地域再生計画の内容を一部変更することが必要となる。